

整理課

一復第二二號

第一復員局の経費支出並に歳入徴収要領一部改正に

関する件通牒

昭和三十一年六月十九日

第一復員局文書課長 美山 要藏

第一復員官署一般

官制の改正に伴ひ本年三月六日附一復第五の八辨で通牒済の首題の件は六月十五日以降左記の通り一部改正し實施することに定められたるが命令に依つて通牒する。

左記

一第十條を「復員諸費及他ノ會計ヨリ一般會計ニ歸屬セシメテ整理スルコトニ定メラレタルモノ」ノ歳入徴収官及支出官ハ第一復員局経理部長トスト改める。

二第十一條を「復員官署ニ要スル経費ハ明細支拂豫算書ヲ以テ概不

6.25  
整理-380

0787

三ヶ月毎ニ令達ス

前項令達豫算ノ資金取扱整理ノ爲第一復員局経理部ニ主任資金前渡官吏ヲ置キ主任收入官吏ヲ兼掌セシムルモノトスニ改メヨ

三第十二條を「豫算ノ令達ヲ受ケタル官署ハ前月十五日迄翌月分ノ科目別所要調書(別紙様式第一)ヲ調製シ支出官ニ資金前渡ヲ請求スルモノトスニ改メヨ

四第十三條を前二條に依リ豫算ヲ令達(資金前渡)スルハ左記區分ニ依ル官署トシ當該官署ニハ其ノ資金取扱整理ノ爲分任資金前渡官吏ヲ置キ分任收入官吏ヲ兼掌セシムルモノトス

區

分

官

署

1 復員局ニ要スル経費(復員廳官房ノ経費ヲ含ム) 復員局文書課

2 復員連絡局及所轄各官署ニ要スル経費(當分ノ地方世話部、諸経費ヲ含ミ復員連絡局吏部及同所轄官署ノ分ヲ除ク) 當該連絡局

復員連絡局支部及旧東北東海中國四國復員  
監部所轄各官署ニ要スル経費(當分ノ間地方  
世話部、諸経費ヲ含ム)

當該連絡局支部

4. 留丹業務局ニ要スル経費

留丹業務局

5. 復員通信部ニ要スル経費

復員通信部

6. 船舶残務整理部ニ要スル経費

船舶残務整理部

ニ改める

五. 第十五條ニ「豫算ノ令達ヲ受ケル官署ハ其ノ取扱フ経費不足シ増

額ヲ上申セントストキハ別紙様式第ニ、豫算増額計算書ヲ

添ヘ申請スルモノトス」ニ改める

六. 附則

第三條及第四條ニ削除す





様式第二

<p>注意</p> <p>右 何々(増額ヲ要スル理由)ハ其ノ基礎ヲ詳細記入スベシ</p> <p>一 増額ヲ要スル理由煩多ニシテ本書ニ記載シ能ハサルモノハ適宜内 譯書ヲ調製添付スルモノトス</p>	<p>款 項</p> <p>目 節</p>	<p>科 區</p> <p>目 區</p>	<p>分 現 豫 算 額</p>	<p>支 并 濟 額</p>	<p>支 并 額</p>	<p>計</p>	<p>増 額 請 求 額</p>	

自 月 月 分 豫 算 増 額 計 算 書

0792

賞與事務擔任についで

昭和二十一年六月二十八日

第一復員局經理部

局内部（課）御中

今般賞與事務の擔任について別紙の様に業務部と經理部で協定したので御承知願ひたい。

別紙

賞與事務に關する協定書

退職賞與及普通賞與に關する擔任を昭和二十一年五月一日以降左の邊區分することを協定する。

昭和二十一年四月三十日

0793

扶助業務部 總務課長  
經理 岡 法 規 課 長

一、經理局に移管する業務

- 1 昭和二十一年度よりの普通賞與に關する事項
- 2 昭和二十年十二月一日以降の復員官署職員に對する退職賞與に關する事項

二、扶助業務部に於て擔任する事項

- 1 昭和二十年年度末迄の普通賞與の職務整理
- 2 陸軍賞與内規に關する職務整理
- 3 昭和二十年陸密第五七一九號退職賞與に關する職務整理

0794